

カレコ・カーシェアリングクラブ会員規約

本規約は、三井不動産リアルティ株式会社（以下「当社」という）が運営するカレコ・カーシェアリングサービス（以下「本サービス」という）に入会されるお客様に適用されます。

第1条（定義）

以下の各号の用語は当該各号の意義を有します。

- 「本サービス」とは、本規約および貸渡約款ならびに本条第12項の定める利用規則の定めるところにより、当社所定の保管場所（ステーション）に保管されているシェアカーを会員に貸渡し、会員がこれを借り受けるシステムをいいます。
- 「会員」とは、本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様をいいます。
- 「会員契約」とは、本規約に定めるところに従い、当社と会員との間に成立する本サービス利用に関する契約をいいます。
- 「シェアカー」とは、本サービスの提供にあたり、当社から会員に対し貸し渡されるカーシェアリング用の車両（備品含む）をいいます。
- 「貸渡約款」とは、シェアカーの貸渡しに関し、当社と会員との間に成立するカレコ・カーシェアリング貸渡契約に適用される契約条件等を定める当社の約款をいいます。
- 「登録運転者」とは、第5条に従い、会員がシェアカーの利用者として当社に届け出て、当社の承認を得た者（会員自身を含む）をいいます。
- 「登録運転者ID」とは、この規約により当社が発行する登録運転者毎のID番号をいいます。
- 「入会金」とは、会員が入会に際し当社に支払う「料金表」に定められた金員をいいます。
- 「固定料金」とは、「料金表」に定められた月会費または年会費のいずれかをいいます。
- 「利用料金」とは、登録運転者の本サービスの利用に応じて生じる時間料金・バック料金・距離料金・定額（サブスクリプション）料金をいいます。
- 「その他費用」とは、入会金・固定料金・利用料金以外のオプション加入料金、キャンセル料金および会員規約・貸渡約款・利用規則で定められた費用、その他会員が当社に支払うべき一切の債務をいいます。
- 「利用規則」とは、「料金表」および「ホームページに定められた利用上のルール」および「サポート体制と営業補償およびその他費用について」の記載内容をいいます。
- 「運転免許証」とはシェアカーを利用するために必要な免許証のことをいいます。
- 「不可抗力」とは、天災地変、戦争、暴動、騒乱、テロ、労働争議、感染症の流行、政府機関等の公権力による行為、電話・インターネット等の電気通信事業における通信障害、会員および登録運転者ならびに当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた事故、盗難および故障等、その他当社が制御できない事象をいいます。

第2条（本規約の目的）

本規約は、本サービスを会員が利用するにあたって、会員が遵守すべき事項および会員資格等に関する基本的事項を定めるものとします。

第3条（入会・サービス利用資格）

会員は、個人、法人のいずれも申込みことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当するときは、入会できません。

- 個人会員において、シェアカーの運転に必要な本人名義の運転免許証を有していない、また運転免許証を取得した日から1年を経過していないとき
- 退会日から1年を経過していないとき
- 未成年の個人会員について、親権者の同意が得られないとき
- 入会申込の際の申告事項に、虚偽あるいは誤りのある内容、または漏れがあったとき
- 個人会員において入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届け出たクレジットカードが本人名義のものではないとき、法人会員において入会申し込みの際に決済手段として届け出た代表名義のコーポレートカード・ビジネスカードが代表者本人名義のもでないとき、クレジット会社により無効扱いとされているとき、当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過を含むがこれに限らない。）、当社が承認したクレジット会社のもでないとき、またはデビットカード等でクレジットカードでないものであるとき
- 本規約または貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき
- 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる構成員（以下「反社会的勢力」という。）であるとき
- 法人会員において自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）、または従業員が反社会的勢力であるとき
- その他当社が会員として不適格と判断したとき

第4条（入会の承認）

- 本サービス利用に係る入会希望者は、本規約および貸渡約款、別途定める「三井不動産リアルティグループの個人情報保護指針」および「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取扱いについて」、ならびに利用規則を承認の上、当社が定める必要書類を当社に提出して会員契約を申し込む方法、または当社の申込システムサイトに所定の事項を入力して会員契約の申込みを行うものとし、当社は所定の審査を行い、入会を承認したときに会員IDを発行し、これをもって本サービスへの入会が完了します。
- 当社は、レンタカーに関する基本通達（国自旅第48号令和元年7月1日）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）に運転者の氏名、住所、運転免許の種類ならびに運転免許証の番号を記載する義務、もしくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務、貸渡簿（貸渡原票）を少なくとも2年間以上保持する義務があるため、会員契約の際に、会員および登録運転者全員について、運転免許証とその他に身元を証明する書類の提示（申込システムサイトにおいては、入会申込者の運転免許証、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます）、それら書類の謄写の承諾を求めます。会員はこれを承諾し、当社の請求に従い提示することとします。なお、登録運転者の承諾については会員の責任において取り付けるものとします。また、これらに変更があったときも同様とし、会員はその都度当社に通知するものとします。
- 会員契約を締結して会員となったお客様は、会員契約の有効期間中、別に定める貸渡約款により、シェアカーを借り受ける権利を有するものとします。
- 入会申込、会員契約期間において入会申込者または会員が当社に提出した一切の書類（電磁的方法による提出を含みます）は、理由の如何を問わず、入会申込者または会員に返却しないものとします。

第5条（登録運転者の登録）

- 会員は、シェアカーを利用する者（会員自身を含む。）を登録運転者として当社に届け出て、当社の承認を得た上でこの登録運転者にシェアカーを利用させることができます。この登録運転者についても、第3条第5号を除いて、第3条各号の会員の入会・サービス利用資格の規定を準用するものとします。
- 前項の届け出は、会員が当社所定の「申込書」および当社が定める必要書類を当社に提出して申し込む方法、または当社の申込システムサイトに所定の事項を入力して申込みを行うものとし、当社は所定の審査を行い、これを承認したときに、会員に対し登録運転者数に応じた登録運転者IDを発行します。登録運転者IDの発行は運転免許証を取得してから1年を経過している登録運転者1名に対して1IDに限ります。
- 登録運転者IDは、個人会員ID、法人会員IDそれぞれで発行することができるものとします。
- 会員は、当社からの請求があるとき、自己の責任により、直ちに登録運転者の運転免許証等の提示に応じるものとします。
- 会員は、登録運転者に関して当社に届け出た事項またはその運転免許証の内容等に変更が生じたときは、直ちに当社に届け出るものとします。
- 会員は、前各号の登録運転者の届け出、変更に際しては、当該登録運転者の個人情報当社に通知されることにつき、あらかじめ会員の責任において、当該登録運転者の承諾を得ておくものとします。なお、登録運転者は、会員を経由して自らの運転免許証を当社に届け出

することで、上記の承認を行ったものとします。

- 会員は、会員規約および貸渡約款ならびに利用規則に定めるシェアカーの利用者としての義務について、登録運転者をして遵守せしめるとともに、登録運転者が行った一切の行為について責任を負うものとします。

第6条（会員ID・登録運転者IDに関する承認事項）

- 会員は以下の事項を確認し、承認します。
 - 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードを善良な管理者の注意義務をもって管理・使用するものとし、第三者に使用させたり、貸与等を行ってはならないものとします。
 - 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードが第三者に使用されていることが判明したときは、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。会員が当該届け出を怠りまたは遅延したことにより生じた損害は、会員の負担となります。
 - 登録運転者IDを利用した本サービスの利用は当該登録運転者に限ります。
 - 本サービスの利用、当社への照会および各種手続きにおいて、当社は会員または登録運転者本人であることを確認させていただくことがあります。このとき、会員は自らこれに協力するとともに、登録運転者にも協力させるものとします。
 - 本サービスに関する会員および登録運転者への連絡等は、当社のホームページに掲載し、または会員が当社に届け出した住所、電話番号、電子メールアドレスに対して行われます。
 - 当社が届け出の住所に宛てて発送した郵送物、または届け出の電子メールアドレス宛に送った電子メールは、それぞれ通常到達すべき時期に到達したものとみなします。
- 当社は、以下のいずれかに該当するときは、当該会員または登録運転者の承認を得ることなく、付与したIDの使用を停止することがあります。
 - 電話、電子メール等の手段で会員または登録運転者に連絡できないとき
 - 当社からの連絡を拒否したとき
 - 死亡または行方不明となったとき
 - 第三者によりIDが不正に使用されているとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき
 - 第12条記載の事案に該当したとき
前項に基づく措置により当該会員または登録運転者が損害を被ったとしても、当社は何らの責任を負わないものとします。

第7条（登録運転者用ICカード）

- 当社は、会員からの請求があった場合、シェアカーの貸渡時に登録運転者の本人確認および開錠に利用できるFELICA対応の登録運転者用ICカードを貸与するものとします。そのとき、会員は料金表に定める登録手数料を当社に対して支払うものとします。
- 会員は、登録運転者が所持するFELICA対応のICカード・携帯端末等を前項に定める登録運転者用ICカードとして利用することができます。そのとき、登録運転者は、登録運転者所有のICカード・携帯端末等の情報を当社所定のシステムに登録する必要があるため、会員もしくは登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うものとします。
- 会員は、当社から貸与もしくは利用の許可を受けた登録運転者用ICカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。登録運転者用ICカードを第三者に使用させたり、複製したりしないものとします。
- 理由の如何にかかわらず、会員がその会員資格を失ったとき、または登録運転者の登録が取り消されたとき、または本サービスの提供が停止または終了したときは、当社は、第1項および第2項に定める登録運転者用ICカードの利用に必要な登録情報を消去するものとします。会員は、第1項に定める登録運転者用ICカードの貸与を受けているときは、当社からの指示に従い、これを裁断の上廃棄するものとします。ただし、当社が会員に対し当該登録運転者用ICカードの返還を求めたときは、会員はこれに従い直ちに貸与を受けた登録運転者用ICカードを返還するものとします。
- 登録運転者用ICカード（第2項に基づく登録を受けた他のICカード・携帯端末等を含む。）の紛失、盗難、滅失または破損・性能不良時は、会員は速やかにその旨を当社へ届け出るものとします。会員が当該届け出を怠りまたは遅延したことにより生じた損害（他人による不正使用によるものを含む。）は、会員の負担となります。
- 会員は当社に登録運転者用ICカードの再交付を請求するときは、料金表に定める登録手数料を当社に対して支払うものとします。

第8条（シェアカーの貸渡）

当社は、貸渡約款の定めるところにより、シェアカーを会員に貸し渡すものとします。なお、貸渡約款および本規約ならびに利用規則に定めない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

第9条（決済・利用料金等）

- 会員は、本サービスの利用に伴う入会金・固定料金・利用料金およびその他費用を、個人会員については、当社に届け出た本人名義のクレジットカード決済によるものとし、法人会員については、指定口座振替、当該法人代表名義のコーポレートカード・ビジネスカード決済、請求書による決済、当社指定の集金代行サービスによるものとします。
- 本サービスの利用に伴う入会金・固定料金・利用料金およびその他費用の詳細については、別に当社が定める料金表によるものとします。なお、入会金、固定料金、利用料金およびその他費用について変更するときは、変更日の14日前までに、第6条第1項第5号により告知します。会員が当該変更日までに第13条に基づき退会しない場合には、当該変更に同意したものとみなします。
- 当社は、毎月末日をもって当該月に請求する入会金・固定料金・利用料金およびその他費用を締切り、これを集計します。ただし、第12条の定めにより会員契約の解除、登録運転者の登録取消し、あるいは会員または登録運転者に対して本サービスの利用が停止された場合、および第13条の定めにより退会手続によって会員契約が終了した場合において、請求となるその他費用を確認したときは、直ちに全ての債務を集計し、登録されていた決済方法により請求できるものとします。
- 当社は、その月の期中に会員の指定したクレジットカードについての有効性確認、およびその月の請求予定額についての与信確認（与信枠の仮押さえ）を行うことがあります。この確認の結果、クレジットカードの与信枠不足が判明したとき、当社がその他会員の信用状況に懸念があるものと判断したときは、当社は会員または登録運転者に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、既に予約がされているときであっても、当社は予約を取消することができるものとします。
- 本規約の定めるところにより、本サービスの提供の中断、利用停止された場合であっても、固定料金の支払いは免除されないものとします。
- 会員と銀行またはクレジットカード会社の間において、利用料金等の支払を巡って紛争が発生したときは、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。
- 指定口座振替またはクレジットカード決済を行っている場合、当社が銀行またはクレジットカード会社に所定額の請求をできなかったときは、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。
- 会員は、本条第4項に基づくと与信確認の履歴等がクレジットカードの支払明細等に表示される場合があることを異議なく承諾します。

第10条（登録情報の変更）

- 会員情報および登録運転者情報、その他会員契約に関して会員が当社に届け出た事項に変更が生じたときは、会員はその旨を直ちに当社に届け出るものとします。
- 前項の変更により本サービスの提供に支障が生じると当社が判断したとき、当社は、会員資格を取消して会員契約を解除すること、登録者運転者の登録を取消すことができるものとします。
- 第1項の届け出が行われなかったとき、または遅滞したときは、当社は、会員およびその登録運転者に対し、本サービスの提供を停止することができるものとします。
- 第1項の届け出が行われなかったとき、または遅滞した、あるいは不備であったために、当社からの連絡、通知、請求等が会員に到達しなかったとき、または延着したときは、会員または登録運転者に不利益が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（本サービスの提供の停止・中断）

- 本サービスの提供が不可能または著しく困難になったと当社が判断したときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとし、会員に対して会員契約を解除できるものとします。
- 当社は、以下のいずれかの事由が生じたときは、会員または登録運転者に事前に通知することなく本サービスを一時的に中断することが

別表1

提携事業者名	サービス名称	会員名称
株式会社NTTドコモ	dカーシェア	dカーシェア会員
MaaS Global社	Whim	Whim会員